

## 第7章 消費課税

### 第1節 消費課税の現状と仕組み

#### (1) 消費課税の現状

表 7-1 消費課税の内訳（国税）

税目等	課税対象	平成13年度 予算額	構成比
国税収入計	---	527,675 億円	100.0 %
消費課税計	---	183,665	34.8
消費税	資産の譲渡等	101,290	19.2
個別間接税計	---	82,375	15.6
酒税	酒類	18,230	3.5
たばこ税等	製造たばこ	11,469	2.2
揮発油税等	自動車燃料等（揮発油等）	31,680	6.0
自動車重量税	検査自動車等	11,253	2.1
航空機燃料税	航空機燃料	1,064	0.2
電源開発促進税	一般電気事業者の販売電気	3,799	0.7
石油税	原油等	4,880	0.9

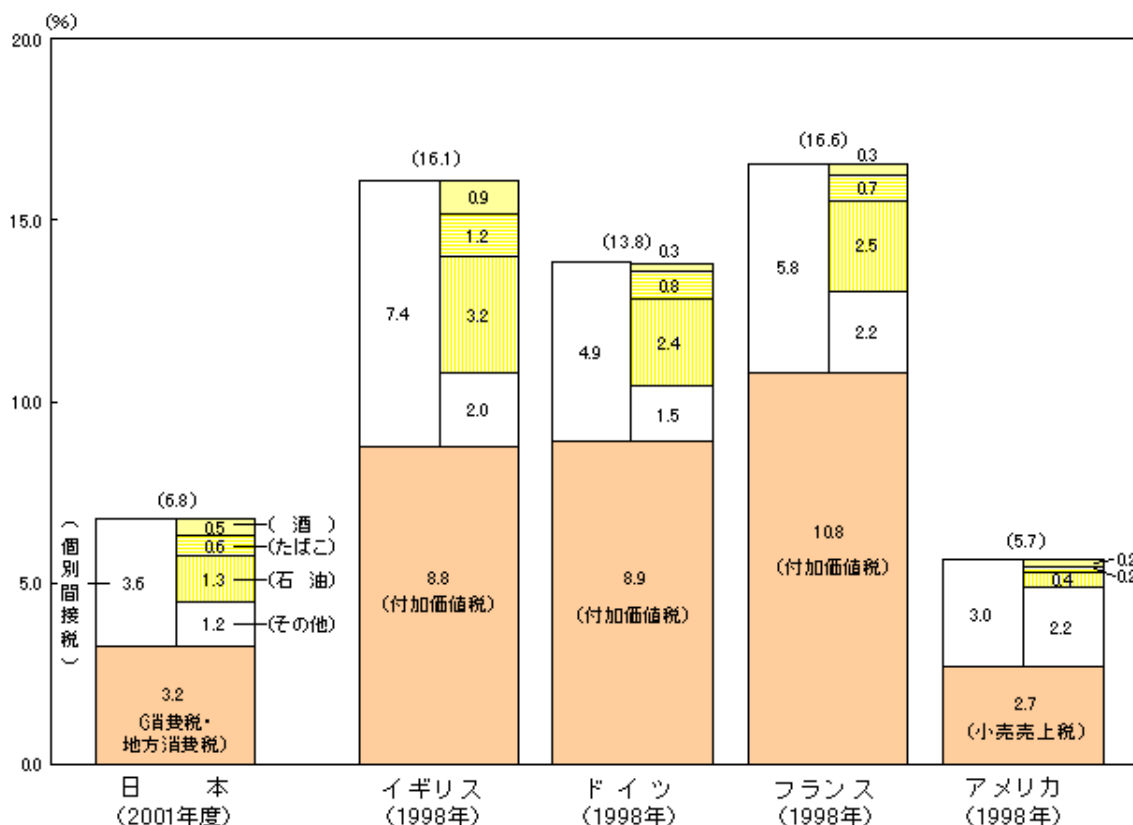
（備考）1.上記の予算額には、一般会計分（507,270億円）の他、特別会計分を含む。

2.上記以外に「消費課税」に含まれるものとして、関税、とん税等があり、

これら（税収8,870億円）を加えた場合の国税収入に占める消費課税の割合は36.5%となる。

出所：財務省ホームページ <http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryou/100.htm>

図 7-1 国内総生産に占める消費課税・付加価値税（消費税）の割合（%）



	日 本	イギリス	ド イ ツ	フランス	アメリカ
消費課税	5.2	12.3	10.3	12.1	4.6
付加価値税等	2.4	6.7	6.6	7.9	2.2

(備考)日本は平成 13 年度予算ベース。日本以外は O E C D 「REVENUE STATISTICS 1965-1999」により作成。

出所：財務省ホームページ <http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryuu/101.htm>

## (2) 消費税の仕組み

図 7-2 課税ベースの広い間接税の諸類型

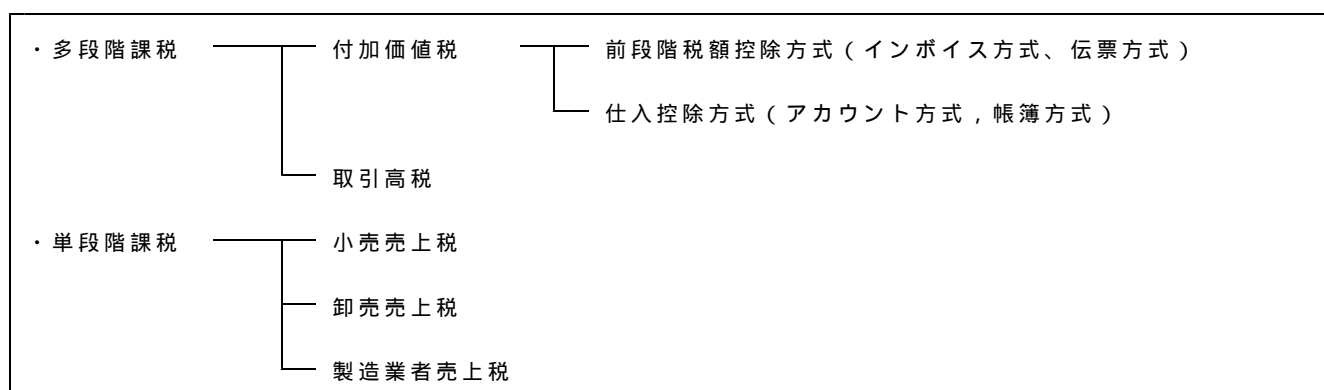


図 7-3 消費税の仕組み (単位: 円)

消費税導入前の取引状況				
	A	B	C	小売価格
売上価格	8,000	10,000	12,000	12,000
仕入価格	0	8,000	10,000	
粗利益	8,000	2,000	2,000	
消費税導入後の取引状況				
	A	B	C	小売価格
税込売上価格	8,400	10,500	12,600	12,600
(売上税額)	400	500	600	税負担 600
税込仕入価格	3,000	8,400	10,500	
(仕入税額)	0	400	500	
納付税額	400	100	100	税込 600
粗利益	8,000	2,000	2,000	

$$\text{納税額} = \text{税込み売上額} \times 5 / 105 - \text{税込み仕入額} \times 5 / 105$$

(3) 消費税の非課税措置

表 7-2 諸外国の非課税措置、税率構造 (2002年1月現在)

国名	フランス	ドイツ	イギリス	EC第6次指令	
施行	1968年	1968年	1973年	1977年	
非課税(注)	土地の譲渡(建築用地を除く。ただし、個人が取得する住宅建築用地は非課税。)・賃貸、中古建物の譲渡(不動産業者の譲渡を除く。)、住宅の賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便等	土地の譲渡・賃貸、建物の譲渡・賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便等	土地の譲渡・賃貸、建物の譲渡・賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便等	土地の譲渡(建築用地を除く。)、賃貸、中古建物の譲渡、建物の賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便等	
税率	標準税率	19.6%	16%	17.5%	15%以上
	軽減税率	食料品、水、雑誌、書籍、国内旅客輸送、肥料等 . . . . . 5.5% 新聞、医薬品等 . . . . . 2.1%	食料品、水、新聞、雑誌、書籍、国内近距離旅客輸送等 . . . . . 7%	家庭用燃料及び電力等 . . . . . 5%	食料品、水、新聞、雑誌、書籍、医薬品、旅客輸送等 . . . . . 5%以上 (2本以下)
	割増税率	なし	なし	なし	なし
	ゼロ税率	なし	なし	食料品、水、新聞、雑誌、書籍、国内旅客輸送、医薬品、居住用建物の建築等	ゼロ税率及び5%未満の超軽減税率は、否定する考え方を採っている。

(注) 1 . 各国とも建物の譲渡に請負工事は含まない。  
 2 . EC第6次指令及びフランスでは、建物の譲渡、建築用地の譲渡(フランスにおいては個人が取得する住宅用を除く)とも課税。  
 3 . ドイツ及びイギリスで建物の譲渡が非課税となっているのは、土地・建物を一体のものとして取引する慣行があるので、土地の非課税の影響を受けているもの。  
 出所: 財務省ホームページ <http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryu/108.htm>

(4) 複数税率

**ゼロ税率**：仕入れの段階での税額を控除したうえで、対象品目に税率ゼロをかける措置

**消費税の逆進性を緩和**

所得が上昇するにつれて税負担率が上昇

(5) 中小企業の特例措置

図 7-4 免税による益税の発生（単位：円）

すべてが課税業者のケース				
	メーカー	卸売業者	大手スーパー	小売価格
税込売上価格	8,400	10,500	12,600	12,600
(売上税額)	400	500	600	税負担 600
税込仕入価格	3,000	8,400	10,500	
(仕入税額)	0	400	500	
納付税額	400	100	100	税込 600
粗利益	8,000	2,000	2,000	
小売業者が免税業者のケース				
	メーカー	卸売業者	個人商店（免税業者）	小売価格
税込売上価格	8,400	10,500	12,600	12,600
(売上税額)	400	500		税負担 600
税込仕入価格	3,000	8,400	10,500	
(仕入税額)	0	400		
納付税額	400	100	0	税込 500
粗利益	8,000	2,000	2,100	

図 7-5 簡易課税制度の仕組み

$$\begin{aligned}
 \text{税額} &= \text{売上高} \times \text{税率} - \text{みなし仕入税額} \\
 &= \text{売上高} \times \text{税率} - \text{売上高} \times \text{税率} \times 80\% \\
 &= (\text{売上高} - \text{売上高} \times 80\%) \times 5\% \\
 &= \text{売上高} \times 20\% \times 5\% \\
 &= \text{売上高} \times 1\%
 \end{aligned}$$

## 限界控除制度

$$\text{限界控除税額} = \text{本来納付すべき税額} \times \frac{(5,000 \text{ 万円} - \text{課税期間の売上高})}{2,000 \text{ 万円}}$$

図7-6 中小業者に対する特例措置の推移

【創設時】	【平成3年改正】	【平成6年秋の税制改革等】 (注) 平成9年4月施行
①免税点制度 適用上限3000万円		資本金1000万円以上の新設法人は不適用
②簡易課税制度		
○適用上限 5億円	→ 4億円	→ 2億円
○みなし仕入率 90%、80%の2区分	→ 90%、80%、70%、 60%の4区分	→ 90%、80%、70%、60%、 50%の5区分 ↳ (不動産業、運輸・通信業、 サービス業)
③限界控除制度 適用上限6000万円	→ 5000万円	→ 制度の廃止

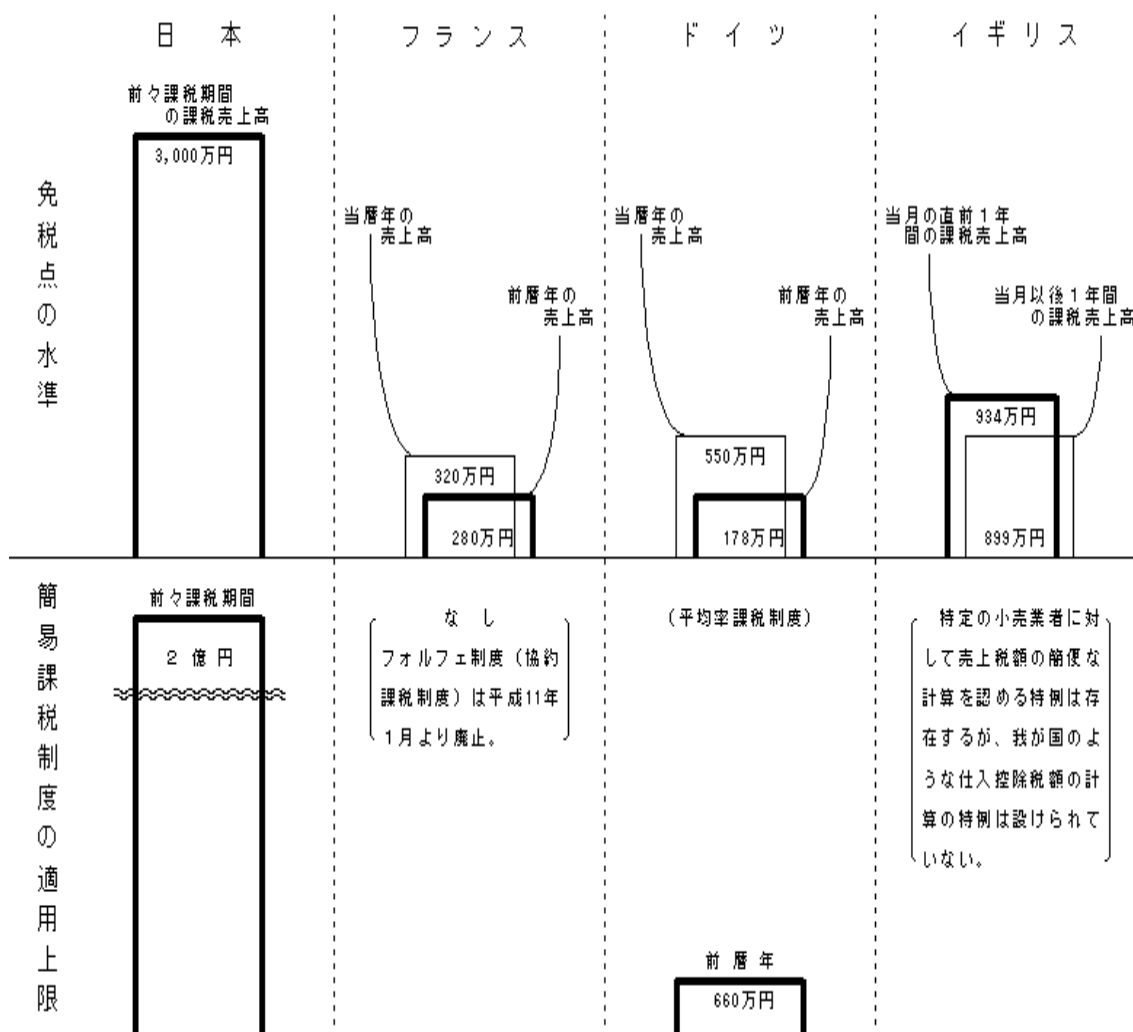
出所：財務省ホームページ <http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryu/111.htm>

## 第2節 消費税改革の課題

### (1) 益税問題

図 7-7 付加価値税における中小事業者に対する特例措置の国際比較

(2001年7月現在)



(備考) 1 . フランス及びドイツの免税点制度は、前暦年及び当暦年の年間売上高の要件をいずれも満たしている場合に適用。  
 ただし、フランスでは物品販売・宿泊施設業の場合、年間売上高が前暦年 800 万円かつ、当暦年 880 万円以下の場合に適用。  
 2 . イギリスの免税点制度は、当月の直前 1 年間と当月以後 1 年間の課税売上高の要件のいずれかを満たしていれば適用。  
 ただし、当該課税年度中のいずれか 30 日間の課税売上高が 934 万円を超えた場合は、その 30 日間の初日から課税事業者となる。  
 3 . 邦貨換算には、次の換算率を用いた。1 フラン = 16 円、1 マルク = 55 円、1 ポンド = 173 円  
 出所：政府税制調査会提出資料

(2) 複数税率化

表 7-3 消費税の逆進性の推計 (単位：万円、%)

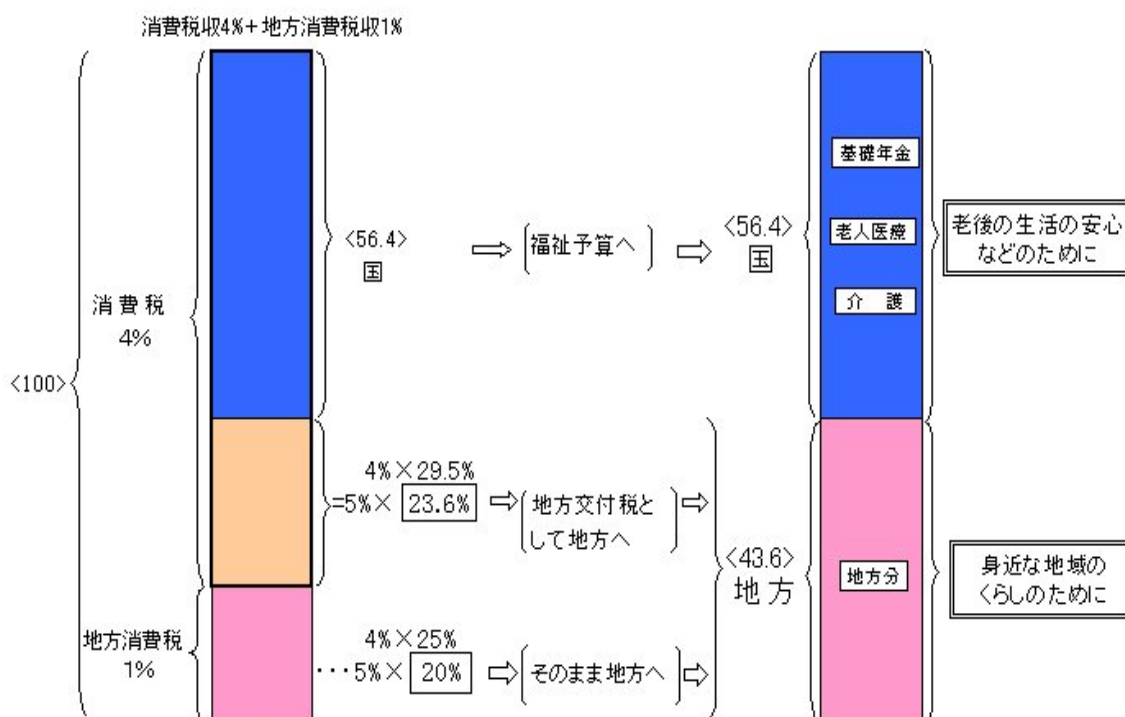
所得分位	勤め先収入	消費支出	食料	負担額	食料品ゼロ税率時負担額	負担率	食料品ゼロ税率負担率
	289.2	251.5	63	12.0	11.5	4.15%	3.98%
	385.6	299.2	72.2	14.2	13.8	3.68%	3.59%
	449.9	326.6	77.6	15.6	15.2	3.47%	3.38%
	503.7	339.2	80.6	16.2	15.8	3.22%	3.13%
	561.8	382.3	88.2	18.2	17.9	3.24%	3.19%

	622	398.1	93.7	19.0	18.6	3.05%	2.99%
	693.4	440.4	96.1	21.0	21.0	3.03%	3.03%
	781.2	480.9	103.6	22.9	23.0	2.93%	2.95%
	881	532.7	106.7	25.4	26.0	2.88%	2.95%
	1148.2	640.8	117.2	30.5	31.9	2.66%	2.78%
合計	—	—	—	194.8	194.8	—	—

出所：『家計調査年報（平成12年版）』より作成。

### （3）消費税の使途

図 7-8 消費税の使い道



出所：財務省ホームページ <http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryou/122.htm>

### （4）インボイス方式への移行について

1994年の税制改正

「請求書、納品書、領収書その他の取引の事実を証する書類（インボイス）のいずれかを保存することをその要件に加える」

## 第3節 特定財源

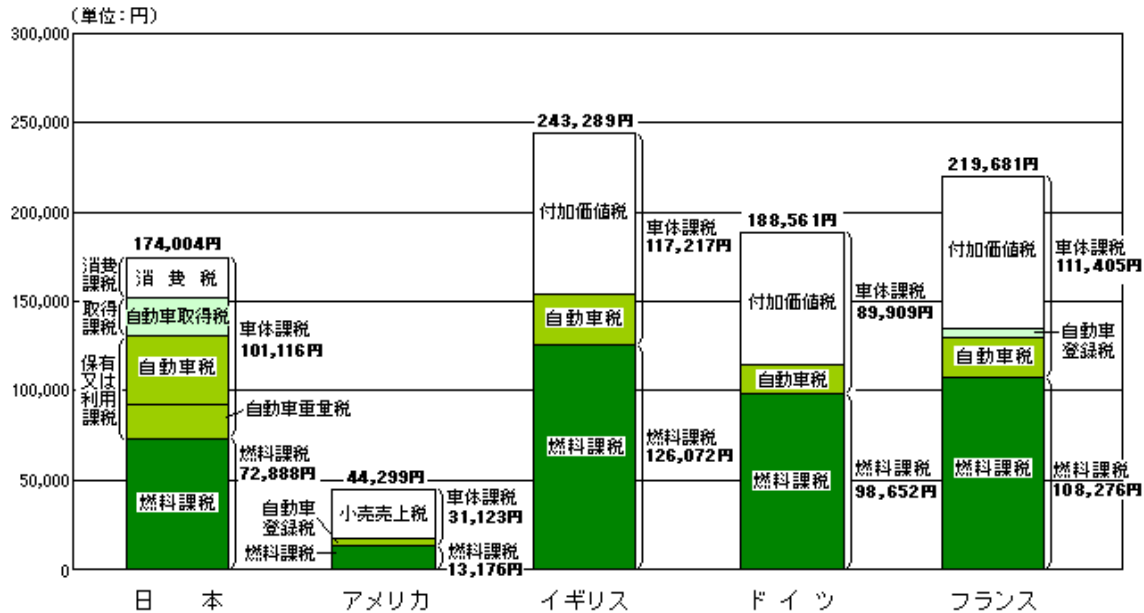
(1) 特定財源の沿革

表 7-4 特定財源の沿革

年	概要
昭和 24 年	揮発油税創設 一般的な財政需要に応じる必要から、揮発油の消費に負担を求めため
昭和 25 年	入湯税を市町村の普通税として創設。 鉱泉浴場所在の市町村特有の財政需要に対処するため、昭和 32 年度の税制改正により目的税に変更。
昭和 28 年	「道路整備費の財源等に関する臨時措置法」制定 道路整備五箇年計画（第 1 次：昭和 29 年度～ 33 年度）策定とともに、その財源として揮発油税収相当額を国の道路整備に充当。（昭和 33 年に制定された「道路整備緊急措置法」に引き継がれ、現在に至る。
昭和 29 年	「昭和 29 年度の揮発油譲与税に関する法律」制定 昭和 29 年度に限り、揮発油税収の 3 分の 1 に相当する額を地方に譲与。
昭和 30 年	地方道路税（国税）創設。 課税対象は揮発油。税収のすべてが地方の道路特定財源として地方に譲与。
昭和 31 年	軽油引取税創設 地方道路整備の緊急性及び揮発油を燃料とするガソリン車と軽油を燃料とするディーゼル車との負担の均衡などを考慮し、都道府県及び指定市の道路に関する費用に充てるための都道府県の目的税として創設。その後、平成元年に、軽油の流通実態等に鑑み消費地課税などの制度の抜本的な改正実施。
昭和 38 年	入猟税創設 狩猟法の改正に関連して狩猟者税廃止の代替として、狩猟者免許税と併せて都道府県の目的税として創設。税収は、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に要する費用に充当。
昭和 41 年	石油ガス税創設 石油ガスを燃料とする L P G 車と揮発油を燃料とするガソリン車との負担の権衡を図る観点から創設。揮発油税などとともに、「道路整備緊急措置法」などに基づき、国・地方の道路特定財源とされている。
昭和 43 年	自動車取得税創設 地方道路財源の充実強化を図り、都道府県及び市町村の道路に関する費用に充てるため、都道府県の目的税として創設。
昭和 46 年	自動車重量税創設 自動車の走行が多くの社会的費用をもたらしていること、道路その他の社会資本の充実の要請が強いことを考慮して、広く自動車の使用者に負担を求めため創設。
昭和 47 年	航空機燃料税創設 空港整備などのための財源を確保する等の観点から創設。税収は、国の空港整備費や地方の空港対策費に充当。
昭和 49 年	電源開発促進税創設 原子力発電施設、火力発電施設、水力発電施設等の設置促進などの電源立地対策を講じるための目的税として創設。昭和 55 年に、税収の使途に石炭、原子力、水力、地熱等の電源多様化対策を追加。
昭和 53 年	石油税創設 石油一般の利用に共通する便益性に着目し、石油対策に係る財政需要に配慮して、広く石油の消費に対して負担を求めため創設。税収は、当初、石油対策に要する費用に充てることとされていた。昭和 55 年度以降は、石油代替エネルギー対策、平成 5 年度以降は省エネルギー対策などにも充当。

(2) 道路財源の一般財源化

図 7-9 自動車関係諸税の年間税負担額の国際比較 (試算)



(前提)車両重量1.5トン、耐用年数6年、年間ガソリン消費量1,200L、平成12年1月現在の税率  
 車体価格:日本 2,691,150円、アメリカ 19,063ドル、イギリス19,990ポンド、ドイツ 51,504マルク、フランス165,222フラン  
 燃料価格:日本 102.9円/L、アメリカ 39.3セント/L、イギリス74.9ペンス/L、ドイツ1.959マルク/L、フランス 6.83フラン/L  
 為替レート:アメリカ1ドル=112円、イギリス1ポンド=180円、ドイツ1マルク=60円、フランス1フラン=18円  
 アメリカの小売売上税及び自動車登録税は、ニューヨーク州及びニューヨーク市の税率による。  
 フランスの自動車登録税及び自動車税は、パリ地方の税率による。

出所：政府税制調査会「わが国税制の現状と課題 - 21世紀に向けた国民の参加と選択 - 」

(平成12年7月14日)